

指定事項に係る変更届出書等の受理通知の廃止について

従来、指定事項に係る変更届出書等を提出された際、本市行政サービスの一環として受理通知書を送付していましたが、ペーパーレスの推進や業務見直しの観点から受理通知書を廃止することとします。

つきましては、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 受理通知書を廃止する届出書類

- ・指定事項に係る変更届出（介護給付費の請求に関する事項も含む）
- ・休止届（指定と廃止の通知については、行政処分に該当するため、今後も通知しません。）
- ・介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善【計画・変更・実績報告書】の届出
- ・特定事業所集中減算の届出（居宅介護支援事業所のみ）

2. 変更時期

令和4年1月4日受付分より

※貴事業所用として提出確認が必要な場合は、届出書（写）に受付印を押印したもので代えさせていただきます。

郵送提出で、上記書類の返送をご希望される場合は、必ず下記の2点を同封してください。

1. 届出書（写し）
2. 返信用封筒（宛先等記入、必要額の切手貼付）